

平成27年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- 1 日 時 平成27年6月12日（金）14：00～16：00
- 2 場 所 滋賀県農業教育情報センター1階 第1研修室
- 3 出席委員 池戸委員、井手委員、岡野委員、岡本委員、竹山委員、立花委員、筒居委員、中井委員、永井委員、中谷委員、西原委員（代理：川上氏）、廣田委員、福西委員、藤栄委員
（欠席：小澤委員、小西委員、吉田委員、若林委員）
- 4 資 料 資料1 平成26年度環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況について
資料2 環境こだわり農業推進基本計画の改定について
環境こだわり農業推進基本計画の骨子案について
- 5 議 事
（1）報告事項
平成26年度環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況について

【井手会長】 皆さん、こんにちは。

本日は、非常に重要な協議事項といたしまして、「推進基本計画の骨子案について」ということがございます。時間の制約もございますので、早速議事のほうに移らせていただきたいと思います。

ちなみに、骨子案につきましては、まずは事務局のほうにご説明していただいた後、皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますが、特に重要なところですので、できれば本日ご出席の皆様全てから何らかの形でご意見をいただければというふうに思っております。お心積もりのほうをよろしく願いいたします。

そうしましたら、次第に従いまして、まず議事の（1）報告事項、「平成26年度環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況について」ということでございます。

こちらにつきましては、先の3月の審議会において一部報告していただいたところではございますが、平成26年度について実績のほうが出そろったということで、改めてのご報告だというふうに理解しております。

そうしましたら、事務局のほうからよろしく願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 はい、ありがとうございました。以上、昨年度の進捗状況の確定版の報告ということでございました。こちらにつきましては何かご質問等はございませんでしょうか。

中谷委員。

【中谷委員】 皆さん、こんにちは。中谷と申します。よろしくお願ひいたします。

質問ではないのですが、私は野洲市安治で水稲、麦、大豆の専業農家をしております。そこで、私の地域では琵琶湖に面している地形ということもありまして、環境こだわり農業に対しては熱心に取り組んでおりまして、地区全体で取り組んでおります。

それと、毎年なのですが、水稲の3分の1ほど、生き物を育む水田にも熱心に取り組んでおりまして、魚のゆりかご水田にも地域的に熱心に取り組んでおります。

私どもの地区では、農業組合があり、組合員全体が環境こだわり農産物に熱心に取り組んでおります。以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

なかなか地域全体で環境こだわり、そしてゆりかご水田に取り組まれておられるのは、県内でもそれほど多くはございません。安治さんや栗見出在家さん等が筆頭ですが、ぜひそういった地域が増えていただければというふうに思っております。

いかがでしょうか。

はい、永井委員。

【永井委員】 こだわり滋賀ネットワークの大津・高島支部の永井と申します。

資料1の裏のほうなのですが、「環境こだわり農産物認証マークを」というところの組織の数を書いていますが、これは地域でいうとどんなふうなんでしょうか。例えば大津・高島支部でどの地域にどなたがいらっしゃるかと、プライバシーの何とかということになかなか教えてもらえない状況なので、県全体としてはこの組織というのがどういうふうな形で取り組まれているのか全くわからないので教えてください。

【井手会長】 はい。事務局、お答えをお願ひできますでしょうか。

【事務局】 組織といいますのは、農協の出荷部会であったり直売所の生産者部会であったり、あと出荷・販売を目的にされておられる集落であったり、そのような形のところで、例えば構成員さんがシールを貼って出しておられたら、一つの組織というふうにカウントをさせていただいております。

やはり地域としましては、東近江管内の地域が一番たくさんシールを貼って出荷されているということもございます。

【永井委員】 それは滋賀県の地図で数を示すということは駄目なのでしょうか。こういう資料に。

【事務局】 数ですか。そうですね。点に落とすとかなり集中する形にはなるんですけども、大体どこの地域に何組織あるというのはすぐわかりますので、またご紹介できる機会がありましたら。

【永井委員】 お願いします。

【事務局】 はい。

【井手会長】 たしか何回か前に、初めて地域別の取組割合の資料が出ていたような気がします。

【事務局】 そうですね。地域ごとの組織情報というのはお出しすることはできますので、まとめさせていただきたいと思います。あと県のホームページも産地の情報ということで、公表してよいという方をお聞きして公表もしておりますので、次回は組織の情報をお出しするようにさせていただきたいと思います。

【井手会長】 はい、ぜひお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。ほかに。

岡野委員。

【岡野委員】 すみません。一つ質問なのですが、生産者のレベルで見たときに環境こだわり農業に取り組んでおられる方というのは、比較的若い方というか、新規就農の方で広がっているのか、なかなか若い方には広まらずに従来からの生産者さんのところで広がっているのか、その辺を教えてください。

【井手会長】 取り組んでおられる農家の方の年齢層ということですね。何か事務局とし

て、今お答えできるようなことは。

【竹山委員】 現場サイドから言います。

【井手会長】 竹山委員のほうからお願いします。

【竹山委員】 私も生産者ですので。

地域によっていろいろだとは思いますが。それと作物体系にもよってもいろいろだと思うのですが、若い人だから取り組むとか年寄りだから取り組んでいないとか、そういったことは余りないかなというふうに思います。特に水稲ですと、JA出荷の系統販売になってくると、それがスタンダード化した設計になっていますので、大体お米を作るのだったら環境こだわり米やぞというのがほぼスタンダード化されていると思うので、年齢層は余り関係ないんじゃないかなというふうに思います。

私、個人的には果樹もやっているのですが、これも作物というか、品種、種類ですね。ブドウとかイチジクとか、そういったものによって違いは生じているものの、これについては僕の実感ですが、若い人のほうが取り組みやすいかなと。2代目、3代目さんの果樹農家さんですと、やはり先代から受け継いできた味とか肥料設計とか、結構こだわっておられるところがあるので、そういう部分では難しいんじゃないかなというふうには思っています。

ちょっと現場の、私の個人的な感想です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

そしたら、事務局も今の話について。

【事務局】 はい。年齢層というのは把握しておらないのですが、生産者のホームページとか見させていただきますと、多分若い方が、うまく売り方の方法として「こだわり米です」ということを訴えながら、有利販売につなげていただいている、全部が全部ではないですが、そういう事例も見受けさせていただいているところでございます。

【井手会長】 藤栄委員。

【藤栄委員】 明治大学の藤栄と申します。よろしくお願ひいたします。

今のご回答も含めて、私、実は研究で環境こだわり農業にどういふ人が取

り組んでいるのかということについて調査をしまして、これは県内の農家さんに対するランダムサンプリングというような形で、割と大量にご協力いただいて、県内の全域からデータをとった結果で申し上げておきます。数百という回答からの結果なんですけれども、一つは高齢者の方、80歳以上の方についてはやはり明確に取り組まない傾向があるということが示されています。

それともう一つは、農業所得がほぼないと、いわゆる自給的な栽培を行っている方についても取り組まないという傾向は顕著に見られますので、そういった全体としての結果は出ている。

この場合の作目とか地域についてはコントロールした上で、今のような結果だということをお伝えしておきます。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。

ちなみに事務局、取組農家さんのいわゆる年齢も含めた属性データというのは把握されているのでしょうか。

【事務局】 年齢は把握しておりません。営農の形態、集落営農とか個人とか組織とか、そういう項目は以前調査させていただいたんですが、年齢層は把握しておらないですね。

【井手会長】 環境こだわりの申請段階の書式の中には、特に年齢を書き込むところはなということですかね。

【事務局】 ございません。

【井手会長】 しかし、もしデータとしてあれば、有益な情報になるかもしれませんね。またそのあたり検討していただければというふうに思います。

ほかに昨年度の進捗状況につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

福西委員、お願いいたします。

【福西委員】 福西です。

事務局さん、一点教えてください。この資料の中での達成率なんですけれども、これはどの数値に対する達成率と見させていただいたらいいのですか。教えていただきたいと思います。

【井手会長】 お願いします。

【事務局】 はい。達成率の出し方ですけれども、計画策定時の数値と平成26年の数値、それから目標値ですね。この三つを使って計算しております。その目標値に対してどれだけ増えたかというのを計画時の数値をゼロとしまして、そこから平成26年は何%増えていると、そういうような出し方をしております。単純に目標面積と今の数字だけで何%というふうには出してはおりません。

【福西委員】 はい、分かりました。

【井手会長】 よろしいでしょうか。

【福西委員】 単純計算では駄目だということですね。

【井手会長】 はい。確かにちょっと分かりづらいところがあり、理屈の上ではマイナスもあり得るとい達成率になっております。
いかがでしょうか。ほかにご質問等はございますでしょうか。

【井手会長】 はい、竹山委員。

【竹山委員】 説明の中で聞き漏らしたのかもわからないんですけど、麦が極端に減っているこの理由は何でしょうか。

【井手会長】 1 ページ目の数字ですね。

【事務局】 特に理由は把握しておりませんが、申請が26年度は1反しかなかったというようなことと考えています。

【井手会長】 どうなんでしょうか。それにしても確かに非常に減少率が大いなので、何らかの理由が現場のほうにはあるのかもしれませんがね。むしろ生産者の皆様に何か心当たりはありますでしょうか。

【竹山委員】 確かに麦をこだわりで栽培するのはかなり厳しいかと思うので、このもともとあった15ha規模の申請者数は、例えば1経営体で、そういったところで減ったんじゃないかなって僕は勝手に想像しているのですけど。幾つもの組織が、麦の場合は取り組めるわけがではないというふうに僕は思っています

ので。

【事務局】 一点だけ。麦に関しましてはマークを貼って流通するというのが基本的に考えられない作物でございますので、現場段階でも麦のこだわりを頑張っ
て推進というのは正直してない状況もございます。

大豆ですと、大豆のこだわりということで流通したり、あるいは最終的に
こだわりの豆腐になったりとか、そういうこともあるんですけど、麦につ
いては、そういう意味で積極推進していない結果がこういう形にもあらわれ
てきているのかなと思います。

どの産地が昨年申請しておられて止められたというのは承知はしていない
んですけども、現場段階でいえば、そういう推進の状況にもよるのかなと
思っております。

【井手会長】 はい。それにしても確かに全体の中で特に麦が突出して減っていますので、
もし可能であれば、この理由について事務局のほうで調べられる範囲で調べ
ただいただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に移らせていただきます。もし後でお気付きになられ
て、もとに戻った形の質問でも結構です。

そうしましたら、議事の（２）協議事項、「環境こだわり農業推進基本計
画の改定について」「環境こだわり農業推進基本計画の骨子案について」とい
うことでございます。

こちらにつきましては昨年度末、３月の審議会でも継続いただいている委員
の方々からは、取り組むべき方向についていろいろとご意見を伺いました。
今回は事務局にそのときのご意見を整理していただきまして、それに基づい
て、次期基本計画の骨子案を作成していただいたところです。

そうしましたら、事務局のほうからまずはお説明をお願いいたします。

（２）協議事項

環境こだわり農業推進基本計画の改定について

環境こだわり農業推進基本計画の骨子案について

【事務局】 資料に基づき説明。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。

これからご意見を伺っていきたいと思いますが、その前にどうしても計画

というものは、性格的に中身が網羅的にあれもこれもという内容になりますので、前の計画と何が最も違うんだという点につきまして、ちょっとわかりづらい点もあるかと思えます。そこで、あえてですが、事務局のほうで特に前回の計画からここを大きく変えたというところを、もう一回強調してもらえますでしょうか。

【事務局】 はい。

特に次の計画で力を入れたいというところにつきまして、繰り返しになりますが、ご説明申し上げます。4ページをごらんいただきたいと思えます。

前回の計画から発展させていきたいというところにつきまして、まず視点1の生産の部分につきましては、施策の方向の真ん中の欄の四つ目、安全・安心、さらなる環境への負荷削減を推進するため、有機農業の取組についても支援をしていきたいことです。こだわり農業が柱であることは変わりませんが、有機農業につきましても支援をしていくという考え方を考えさせていただきますというのが、視点1の新たな考え方でございます。

視点2の流通・販売につきましての力を入れていきたいというのが三つ目の丸でございます。環境こだわり農産物を増やしていくことはもちろんでございますけれども、加工品において積極的な活用、新たな開発を進めていきたいということで、加工品に力を入れていきたいというのが視点2の新たな部分です。

それから視点3、消費に関しましては、一番上の丸、消費者に分かりやすい表示、あるいはPRということで、今までの環境こだわり農業、環境こだわり農産物マークにつきましても、あるいは「eat eco」のPR方法につきましても、もう一度、消費者に理解してもらえよう、訴えられるよと言いましょか、分かりやすさを原点に工夫をするような計画にしたいなということが、新たな視点でございます。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。それでは、ご意見を伺いたいと思えます。

はい。そうしましたら、廣田委員。

【廣田委員】 今日、この後、また違う会議があるので退席させていただくので、先に意見を言わせていただいて申し訳ありません。

昨年度に学校給食に「みずかがみ」を無償で提供いただきました。県内の全部の子供たちがそれをいただきまして、また「みずかがみ」のクリアファイルをみんながいただいたという取組があったと思うのです。

そのときに給食の献立を立てる栄養士たちもそうなのですが、なぜ急

に「みずかがみ」のお米を出していただけるのかとか、そういうPRというのですかね、子供たちは確かに「みずかがみ」のクリアファイルを自宅に持って帰ったのだけれども、では、そのときにアンケートがあったのかとか、いつも食べていたお米とどう違ったのかとか、もう少し突っ込んだところがなくて、ただ、守山小学校で給食だよりのところに何日は「みずかがみ」のお米をいただき、提供しましたという一文を入れたのです。

ほかの市はどうだったのかというのもまだ調査できていませんが、給食会を通じてそういう取組があったということで考えますと、3年、4年ぐらい前にびわ湖の日ということで県魚連さん、漁業組合さんから小鮎の無償提供が1回ありました。その後、びわ湖の日というのが学校で定着して、7月1日には小鮎を使うという市町村が大変多くなっています。

やっぱりせっかくいただいて次年度に継続して使っていける、そしてそれがおいしいから家庭にも波及効果がある。給食ってたくさんの子供が食べているので、「今日、「みずかがみ」のお米を食べておいしかった」と子供が帰って言えば、次にまた消費につながるんじゃないかなと。せっかくすごくお金をかけて、実は私もなんです、どこからいただいたのが明確になっていない。そういうような現状で子供たちに伝えていくという食育を広めるというのがとても難しいので、やっぱりPRというところにももう少し力をいただくとか、子供たちって正直なので、今日のお米違うねって口にする子も中にはいますし、家で「みずかがみ」を作っているおじいちゃんがいる、おばちゃんがいるとか話題提供もすごかったのですが、何か残念だったなど。そうしたことから、今年、何かやっていけたらいいなというふうには個人的には思っておりました。その点で給食ももう少しお力添えができそうな気がしますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。ぜひ現場の廣田先生のような方々と相談の上、せっかく子供たちの給食に出すのであれば効果があり、かつ継続されるような効率的な方法をとっていただければというふうに思います。ありがとうございます。

いかかがでしょうか。何でも結構です。どういった切り口からでも。

【永井委員】 はい。

【井手会長】 はい、そうしましたら永井委員、お願いできますでしょうか。

【永井委員】 こだわり農産物をたくさんみんなに食べてもらおうと思ったら、やっぱり

一番は給食だと思っています。特に滋賀県はお米に一番取り組んでいますので、お米は必ず給食で利用してほしいなと私は思っています。

今の先生のお話でしたら、例えば食べておいしいというよりも、まず食べて安心、食べて守るというエコの言葉どおりに、こだわり農業がどういうふうにされているかという食育の点から入るべきだと私は思っています。そういう意味でも消費者へのPRもマークがどういう意味なのかも含めて、こだわり農業とはどんなものかということがもっともっと消費者にも、それから子供たちにも分かるようなPRをしてほしいなと思っています。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。そうですね、特に食育は大切だと思います。

また、子供たちに分かるように説明ができれば、消費者にも分かってもらえるのかもしれないね。

もう一回、どうぞ。

【永井委員】 大津の小学校には、こだわり農業のビデオが小学4年、5年生用に配布されていて、教育の中で見られているのです。だから、むしろ大人よりも子供のほうが知っていると思います。

【井手会長】 たしか県が1年か2年前に作成されたビデオが。

【永井委員】 はい、そうですね。それから、市民センターなんかにもあります。

【井手会長】 廣田先生、今の件につきまして。

【廣田委員】 今回のビデオの件なのですが、食のブランド課さんが作られた社会科の副教材として県内の全部の小学校にいただいております、フローティングスクールに行って水環境を学ぶ前にその辺を学習というので入っていますが、学校は、いただいたときはみんな目新しくやるのですけれども、だんだんそれが風化していくというか、なかなか難しく、時々突いていただくと学校のほうはその活用を進めていけるかなというのと、もう一点、大変うれしいことに今年度から県の給食会の取扱米の中に、環境こだわり米はずっと入っていたのですけれども、「みずかがみ」も入るようになったと伺っておりますので、また使う人たちも増えてくると思います。

ただ、価格の問題等もいろいろ市町によってはあると思うのですが、いいものをできるだけ子供たちに出したいという思いは一緒ですので、その辺もいろんなところにPRをいただけたら。今おっしゃっていただいたように、

船に乗ると実際に全て琵琶湖のものを食べたりとかということでこだわってやっていますので、そのあたりにもぜひご指導いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。そうですね。滋賀県には琵琶湖でのうみのこの環境学習、体験学習というプログラムがありますので、ぜひそういったところとも連携ができれば効果的ではないかというふうに思います。いかがでしょうか。ほかの視点からでも。

【竹山委員】 ちょっと感じたところを。

【井手会長】 では、竹山委員、その次に中谷委員。

【竹山委員】 この会議は、推進条例の中に位置付けています審議会ということで、理解させてもらったらよろしいのですよね。

私も平成13年の認証制度が始まってからずっと、米についても野菜についても果物についてもやらせていただいているのですけれども、条例が15年に制定されて、それから16年、17年と結構な伸び率となっていて、その当時、今から言いましたら10年ぐらい前ですか、こだわり農業をどうやって拡大していこうかというような会議等に、たくさん顔を突っ込ませていただいたことを思い出しておりました。

改めまして、たまたま指導農業士会の充て職ということでこの委員を仰せつかって、久しぶりにこのこだわり農業の会議に10年振りぐらいに出たかなというふうに思っています。それぐらい私の中ではもう当たり前のような感覚でおったのですけれども、その中で今回こういった計画、今後の方向ということで今説明されましたおおむね5年間を想定と。その中で会長が新たに付け加えられたポイントは何ですかということで、事務局さんのほうがおっしゃられました。

ちょっとまだ手ぬるいかなというふうには感じておったのですけれども、たちまち環直の交付金の支払制度、これは国によるものでありまして滋賀県さんが決めているものではないと思うので、結構生産現場、生産者のほうでは環直の交付金の支払い制度のメニューの難しさというのが、一般の農家さんにとっては訳が分からない状態になっているのと違うかなと。今年あたり見せてもらっても、16項目から17項目ある中であの項目をクリアしていこうとすると、県の認証制度はとれるけれども交付金はもらえないよというようなものの中にはあるかと思います。以前でしたら平成18年か19年に農地・

水・環境保全向上対策の1階部分、2階部分があった時代、2階部分でこだわり農業の交付金を地域を通じて申請していた。その当時でしたら地域でのまとまり要件とか、こういったものがあつたと思うのですね。それが5年間たつて、ちょっと私のはっきりした年度は覚えてないんですけども、平成23年か24年ぐらいに環直が始まったんじゃないかなと思っています。

それから、地域のまとまり要件とかそういったものが外された中で、それまででしたら何とか地域でまとまって、こだわり農業をこの品目で何割以上しなければいけないというような要件もあつたと思うんですけども、この環直の交付金の支払制度が今もう3年目か4年目となると思うんですけども、いつまで国の対策は続くんでしょうかね。滋賀県さんの計画ではこれから5年とは書いている中で、一番に環直のうたい文句が入っている。これ合っているのかどうかというのが一つ質問です。

その環直の支払いのメニューの中でも、先ほどポイントは有機農業ですよ云々という説明がありましたけれども、普通に環直のメニューの中にも有機農業の推進とかそういったことはうたわれていますので、改めてここでポイントとして上げられても力がないんじゃないかなというように思います。

以上です。

【井手会長】 私の理解として、質問のポイントとしまして、国のこの制度、今後どうなるのか、それに対して県としてどういうふうに対応していくかという点の一つ。

それと、それに併せまして今一度、今回有機農業を取り入れた意図のところを事務局のほうからもう一回、ご説明していただいたほうがよろしいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 お答えさせていただきます。

おっしゃるように、平成19年度から農村まるごと保全対策ができて、集落ぐるみでやっていたようになっていました。それが平成23年度から今、環直とおっしゃいましたけれども、環境保全型農業直接支払いという制度に変わって、個人単位で支援するということになりました。

本年度、平成27年度から環境保全型農業直接支払交付金は変わらないので、先ほど部長の挨拶にありましたように、農業の多面的機能の発揮のための法律が施行されて、その法律の中に今申しました交付金が位置付けられましたので、法に基づく交付金として法律がある限りは続くということになります。ですので、県としましては法律に基づく交付金を、うまく活用しながら、こだわり農業を増やしていきたいという考えでございます。

し、農家の方々も、竹山さんがご心配のように、政権が変わったり、制度が変わるたびにヒヤヒヤすることなく、法律ができたわけですから、法律に基づく交付金で安定した支援が受けられるということで、我々もその部分をPRしながら進めていきたいと思っております。

あと、国の支援で、今年からちょっと変更されたのは、先ほど個人単位と申しましたけども、今年度から産地単位で支援をしましょうという考え方に国も少し見直しをしてきています。ばらばらではなくて、計画にも書いていますように、まとまってくださいねと。できるだけまとまって面的に広がった形で取り組んでくださいねという考え方に、少し制度を変えてきておられます。そういう点も含めまして、できるだけ組織を作ってもらって、まとまった形で取り組んでいただくように今年度の初めから頑張って推進をしているところでございます。

ただ、個人は支援を受けられないかということではなくて、それには特例措置も設けられておりますので、広く支援をしつつ組織化を進めているというのが今年度からのスタンスであるということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、有機農業につきましては、おっしゃるとおり、国の環境直接支払いのメニューの一つに入っておりますので、方針が大きく変わるかということと変わりません。

ただ、環境こだわり農業を進めていく中で有機農業、一步進んだ取組も滋賀県としては見据えてといたしましょうか、そういう方向もこれから表に出しながら支援をしていく、環境こだわり農業を頑張っているのはもちろん頑張ってください、さらにもう一步頑張る方も言葉に出して支援といたしましょうか、そういう方向で進めていければなということで今回、表に出させていただいたということでございます。

以上です。

【井手会長】 私の理解としては、従来まで、県は環境こだわりというのは100人の1歩であって、有機農業のように一人の100歩ではない、5割削減でより多くの農家の方が取り組めるのが環境こだわりだ、そこが有機とは違うんだ、という説明の仕方をずっとされてきたと思います。それを今の時代ですから広い意味で環境こだわりの中にも有機を捉えていこう……。もともと環境こだわりとして、5割削減とっていますが、実際は、安治さんを含むいくつかの地域で7割削減に取り組んでおられますよね。そういった中で、環境こだわりの中で異なる削減率の取り組み全体を捉え直していく意図というふうに私は理解しております。

ただ、そこでやはり、環境こだわりの中での差別化というのがまた必要になるのではないかなと。同じ環境こだわりの中に、有機の立場から言うと、5割削減と同じラベルを貼られると逆に不公平だと思われるでしょうから。そういった意味で、差別化とセットのお話だというふうに私は理解しております。

竹山委員、今の事務局から御説明でよろしいでしょうか。

そうしましたら、中谷委員のほうから。

【中谷委員】 中谷と申します。

私事ではあるのですが、私は趣味でマラソンと自転車レースをしているのですが、いろんな大会に出ておまして守山市の自転車レース及び彦根市のシティマラソン、守山市のハーフマラソンも出ておりました。そこで、彦根市に至っては参加者が4000名近くおられます。そこで上位入賞者だったと思うのですが、「みずかがみ」が配られていたのですね。多分、守山市の自転車レースでも配られておりました。参加者のパンフレットにも広告が載っていたように思います。そこはよくPRはされているなどは思いました。

そこで生産者としてなんですが、環境こだわり農産物に限定されている需要は、そういったPRによって増加したのか、また生産者のほうの供給のほうは追い付いているのかということをちょっと。

【井手会長】 「みずかがみ」での話ですか。

【中谷委員】 そうです。

【井手会長】 事務局のほう、お答えいただけますでしょうか。

【事務局】 農業経営課の臼居でございます。ご苦労様でございます。

「みずかがみ」につきましては、今年度で推進をして3年目を迎えます。26年度は1000ha、27年度、今年度についてはほぼ2000haの作付けをいただいているところでございます。テレビコマーシャル等もしまして、おいしいということと環境こだわり栽培ということもございまして、消費者の評価はかなり高いというふうに我々は思っております。26年度からは関西エリアにも出しておりますけれども、26年度は1000haで約5000tということで十分な量ではございませんでしたので、現在買おうと思うとなかなか買えないということでございます。今年は倍になりますので、より多くの皆さんに買って

ただけるということを期待しております。

【中谷委員】 はい、ありがとうございました。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
藤栄委員、よろしくお願いします。

【藤栄委員】 今、施策の方向とかそういったところについて何かコメントがあればということでもよろしいですね。

【井手会長】 ぜひお願いします。

【藤栄委員】 はい。拝見させていただいて、環境こだわり農産物の視点2の流通・販売に係るところなのですけれども、環境こだわり農産物の付加価値の向上のところで、販売店舗において環境こだわり農産物コーナー設置を促進しますと書かれているのですけれども、これは県内にそういったものを設置することをこれからも支援していこうというお考えなのかということと、もう一つはこの欄について拝見させていただいて感じたことなのですけれども、一体誰がこだわり農産物を高く評価している、つまり付加価値の向上というのに結び付けるのであれば、高く評価する人たちに売っていかないと付加価値の向上にはつながらないわけですね。

そういった意味で誰がこだわり農産物を高く評価していて、どういった人をターゲットにして販売を促進していこうとしているのかがやや見えにくいのかなと。つまり、ターゲットがどこにあるのかということについて何となく絞られてなくて、何となく全体に平均的に何かこうPRをすればいいんじゃないのというようなニュアンスに受け取れるのですけれども、このあたりいかがでしょうか。

【井手会長】 事務局、お願いできますでしょうか。

【事務局】 お答えします。こだわり農産物コーナーにつきましては、県内の直売所等を考えております。あるいは、ご協力いただけるスーパー等を考えています。

ご承知のとおり、滋賀県は水田県でございますので、とれた農産物を県外まで出せるのは今のところお米のみでございます。ざっと計算しますと、県民が全部食べる量の倍生産しておりますので、少なくとも半分はよその県で食べてもらわなきゃいけないということで、PRのところにもございますよ

うに、お米につきましては京阪神を中心に積極的にPRをしていきたい、京阪神は琵琶湖の水も飲んでいただいているということで、そういうことを売りに、お米につきましては京阪神の消費者に頑張ってもらってPRをさせていただきたいと考えています。

それから、園芸作物につきましては、滋賀県は、園芸品目が大変少なくございますので、野菜、果物をぜひともこだわって作っていただいて、それを県内の消費者に食べていただきたいと。直売所とかスーパーとかでできるだけこだわりコーナーを設けていただくなどしまして、県内の方にこだわり野菜、こだわり果物を手にとっていただきたいなど、そういう方向で進めてまいりたいという思いを事務局としてはしているところでございます。

【井手会長】 藤栄委員、よろしいでしょうか。

そうしましたら、藤栄委員、もう一回。その後、福西委員。

【藤栄委員】 余計なことかもしれないですけど、こういった環境保全的な農産物というのを評価する消費者というのは、一般的にはやや所得の高い層であって、子育てを終えた50代、60代の女性がそういった農産物を評価するということについて、いろんな研究から結果が出ていますので、いろんなところにPRをしていくというのはとても重要なことだと思うんですけども、一方でそれには非常にコストがかかるという問題もありますので、より需要を掘り起こせるような選択的な配置、PRの仕方というのももう一方で考えたほうがより効果的になるんじゃないかと少し思いました。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。ターゲットをもっと明確に絞るべきというご意見ですね。

はい、福西委員、お願いいたします。

【福西委員】 はい。今、先生がお聞きになったのと似通った事務局さんに対する質問とお願いです。

まず全般的に、先ほどからの説明等々、お聞きさせていただきながら、こんなことを言ったら叱られるかもわかりませんが、前知事さんのときもそうだった、今の知事さんについても、もうひとつ、何か産業政策については薄いなという感じがするんですよ。なるほど地域政策とか福祉とかという点につきましては非常に厚く、あるいは方向性を持っておられるような感じがするんですが、特に産業の中でも農業について流通と商品の段階についてはPRされるんですけども、私は生産者サイドで、竹山さんとかプロの方も

おられますが、県のほうで十二分に検討いただきたいなと思います点が実は1点ございます。

滋賀県は水田が農地の中に占める割合がほとんどで、水田でとれる作物で一番ベターなもの、あるいはベストなものというところはお米なんですね。この米を作り続けることが滋賀の農業の継続性だろうと思っているのですが、政府のほうで、米につきましても生産コストを今後10年間で40%下げてくださいよというが出てきました。それに対してどういう施策が今後、国から出てくるのかはまだ未確定ですが、そういった国の施策を県としての確に捉まえていただき、滋賀県としてはこうなればこうやるんだよと明確にきつく打ち出していただきたいなと、今、本当に強く思っています。

部長にお出会いさせていただいて、部長は地域政策は得意中の得意でございますから、そこに産業政策を付加していただき、滋賀県の農政はこれだというものを打ち出していただきたいと思います。何度も申し上げますが、お米の生産コストを40%削減して、こだわり農業の栽培方法でやっつけられるのかなど。

先ほど藤栄先生もおっしゃいましたように、それを買っていただく消費者や、あるいは流通段階で、それだけの生産コストをカバーしていただけるのかどうか、恐らくこれからの検討課題になってくるんだろうと思いますので、滋賀県のほうで十二分にそこらをとらまえていただき、我々生産者サイドにご指導賜りたいなということをお願い申し上げます、ご意見とさせていただきます。

以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。計画にどう盛り込むかは別としまして、ご要望として承らせていただきます。

永井委員。

【永井委員】 こだわり農産物をターゲットというか、消費者が誰かというところですが、ほとんどのこだわり農産物は、特に野菜なんかは道の駅とかJAの販売所に行かないと手に入らないというのが実情だと思います。消費者も新しいもの、新鮮なもの、おいしいものというふうに求めるときには、やっぱり皆さん、道の駅に行っていると思います。

ただ、子育てもそうですが、若い人の中には無農薬とか添加物のないものとかいう安全なものを求める人がやっぱり多いです。これは中高年だけにかかわらずだと思います。

そういう意味で、先ほどからのPRの問題なのですが、やっぱりこだわり

農業という農産物のマークもそうですし、それからエコマークもそうですが、見ただけでは分からない。だから、「おいしが うれしが」とどう違うんだとよく言われますが、私、やっぱり半分に抑えているという、この半分がいかに大事、大変かということも含めてなのですが、もっとそのことをきちんと言葉で目に止まるようなPRをしていただきたいなと思うんですね。

例えば、田んぼに行ってもこだわり農産物のマークのついた看板は下のほうにありますよね。小さく。ああ、あるなというふうに発見しても、これが何なのかということは全く分からない。

だから、お金はかかるかもわからないのですが、やっぱり一つ一つの田んぼとは言いませんが、1カ所でもいいですからその地域にきちんと「このマークはこんなふうにして農業をやっています」という認証マークの大変さみたいな、ポスターとか冊子に入っているような文句をきちんと目に止まるようなPRもする必要があるなと思うのです。それから、販売所にもそれが必要だなと。「しています、しています」と言いますが、私たち消費者はそのマークを見ただけではわからない。

冊子なんか置いていても取らないのですよね。それを読まなければ分からないというのでは、とてもPRにはならないんじゃないかなと思います。実際に一昨日ですか、ピアザ淡海で食育セミナーがあったときの350人ぐらいの参加者の中で、こだわり農業の冊子も机に置いていたのですが、献立表はみんな持っていくけれども冊子は誰も持っていかなかった。持って行ってくださいというふうにわざわざ言って、このマークはこうなのですよと言ったら、ああ、そうかという程度なんですね。

だから、やっぱり頑張っている生産者に対してでも、その付加価値を付けるという意味でも、販売しているところ、それから畑、田んぼにももう少し目にとまるようなきちんと、ああ、これはこういうふうな農業をされているんだというふうなPRの仕方を県としては検討していただきたいなと思います。

それからもう一点、加工食品なのですが、イチゴのジャムを作っている方がこだわりの認証マークをもらおうと思ったら本当に大変なんだと、そういうことをおっしゃっていました。

ただ私たちとしては、例えばお米と大豆の加工であるお味噌とかお豆腐とかいうのはとても欲しいので、この辺も検討していただくとありがたいなと思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。大きく2点、ご提案をいただいたというふうに思っております。いずれの点も大事な点だと思いますので、ぜひ事務局

のほうで計画のほうに反映していただければというふうに思います。

いかがでしょうか。岡本委員、よろしくをお願いします。

【岡本委員】 少し永井さんと重複するかもしれませんが、環境こだわりと聞けば環境にこだわっているんだなというのは分かるんです。でも、意外と今の人って数字であらわしたらどうなのということで、数字というのが結構、皆さんへの理解力というか、今おっしゃったように、普通の慣行栽培の2割減というのが、それでもすごいねというんですが、5割ってというのはなかなかできるようでできない。その5割のところをもう少しPRされてはいかがなかなと思いました。表示内容を工夫するなどというところがどのような形で工夫されるのかなというのを少し伺いたいなというふうに思います。

うちの生協でも「みずかがみ」が出ていますということで、ここ一月半ぐらいで2回共同購入に出ていたのですね。5kgで、スーパープライスなので適正価格かどうか分かりませんが、税抜で1480円でしたので、決してめちゃめちゃ高いということではないかなと思います。特に若い方は全く安全・安心にこだわらないという方もいらっしゃると思いますが、意外と毎日食べる米に関しては非常に皆さん、安全なものにこだわっておられますので、ぜひそのところを情報提供していただけたらと思います。

私は生協の組合員ですので、特に私の生協ではフードプランというものをしておりますと、やはり減農薬だとか、それから環境に優しい農作物というものに非常に興味を持っている方が多いです。多少、価格が高くてでもそれを購入したいという人たちは老若男女、こだわりませんので、ぜひ非常にこだわっていますよ、環境にもしっかりと優しい農業をしていますよというところをぜひこのPRの中とか、表示内容のところで工夫していただけたらなと思いました。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

事務局としての腹案はまた今後の議論の中でお聞きするとして、ご意見として賜りました。

いかがでしょうか。表示という意味ではおっしゃるとおり、できるだけ目立つこと、それから一目見て内容が分かることというのが大事になりますね。

あと一点、永井委員のご発言の中にもありましたが、「おいしが うれしが」とどこが違うのと。当初は、県のほうも違いの仕分けをされていましたが、よくよく聞くと、最近ではその仕分けも怪しくなっていますよね。「おいしが うれしが」は地産地消と言っていました。最近ではできたら県内産

の農作物を県外にも売りたいということも考えておられるようで。そうすると、いよいよもって「おいしが うれしが」と環境こだわりが二つあるというのは、これはブランド戦略的として非常にまずいそうです。何か二つあるというのはフォーカスがぼけてしまいます。そのあたり、本当にこのまま今の二本立てでいくのかとか、そういうところも含めて消費者に向けてのPRについては考えていただければというふうに思っております。

いかかがでしょうか。

立花委員。

【立花委員】 立花と申します。

今回、PR、いろいろ力を入れたいというふうに書いてくださっていて、消費者側としてはぜひとも力を入れていただきたいと思うんですけども、いろいろ今日も声が出ていました。聞いていると一応PRといいですか、サンプリングのようなことはされている。給食に「みずかがみ」を出されたり、いろんな賞レースに出されたりされているんですけども、ばらまくことだけがPRではないと思います。私もちょっとPRの仕事をしていたので特に思うのですけれども、PRって必ず購買行動とかのきちんとした数字として見えてくるものだと思うので、さっきおっしゃったように、現場できちんと説明を、なぜ「みずかがみ」なのかとか、今日はなぜ「みずかがみ」を配るのかとか、そういったことを県の皆さんとかが無理だとしても、何かそういうふうなインフォメーションも添えて、そういうふうな現場でお米を出していただきたいということ。

あとびわ湖の日にコアユを出されて、その後、ずっと給食で出していた。そういうような取組というのは、そういう日があるのであればすごく活かすべきだと思ひまして、そのびわ湖の日には滋賀の食材を必ず出すという、全てその食材であってもいいのかなという、何か一斉にすることというのはすごくインパクトがあって話題性にもなるので、そういうところのことも活かして使われたらどうかということ。

あと、PRはお金がかかるからとおっしゃっていたのですけれど、PRというのはお金がかかるものでして、私の経験とかで言うと、例えば分かりやすく言うと、映画なんかで言うと総制作費1億円という映画なんかの場合、映画の本体を作るのは3000万円で、あと7000万円はPR費だと言われているぐらい、PRのほうが実はお金がかかるということで、何かを伝えるというのは非常にお金がかかるので。でも、かけないで認知ぐらいならやり方は幾らでもあるので、そういったこともいろんな方を巻き込んでされていかれたらどうかと思います。

あと、実際に私自身も5月に県内の大きなイベントに2回ほど出させていただいて、そのときに環境こだわりのリーフレットをいただいて、配らせていただきました。私たち対面でお客様に渡したりしたので、そのときに実際にどのくらい皆さんが知っているのだろうかということで話させていただくと、結構知っている方はいらっちゃって、「このポスターは見たことあるわ。」とかいう方がいらっちゃった。それはいいことだと思うので、さらにその一歩進んだこともぜひ取り組んでいってほしいなと思います。

【井手会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

はい、岡野委員。

【岡野委員】 消費行動というのは、先ほどから安全・安心なものを求められるというような言葉もあったんですけど、ほとんど多くの方は国産であれば安全・安心だというのがまず一つの基準にあるように思うんです。そこからまださらに減農薬というところを求めるのが、先ほどからご意見も出ているように、ちょっと所得に余裕がある層になってくるのかなと。

一方、この商品を買うことで社会が良くなるんだ、環境が良くなるんだというようなエシカルな商品は世代を問わず割と支持されているというようにあることで、先ほどおっしゃったみたいに、目に見えてこれが社会が良くなるか環境が良くなる、琵琶湖が良くなるというふうな分かるアピールができたらいいという話は、もう前期からもずっと出ていることだと思うんです。

そこで思うのが、魚のゆりかご水田であったり、このお米を買うことでそういうものが広がっていくみたいな、何かみんながイメージとして、こういう姿のためにこれを消費するという行動につながるんだよというアピールの展開がもう少しできたらいいのかなというふうに思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。恐らくは最近よく言われているように、物語がそこにないとやっぱり消費者に振り向いてもらえないんだと思います。ぜひそういった形でのPRを検討していただければと思います。

いかがでしょうか。そうしましたら川上さん、お願いできますでしょうか。

【川上委員代理】 イオンリテールの川上です。

前回、前々回もそうなんですけれども、栽培面積が増えた、減ったという話があります。その中で、取組の中で一番重要なものというのは、生産量と

というのはどうだったのというのが全く見えない。

例えば、こういう減農薬栽培とかそういうこだわりのやり方をしたときに、生産量がこの人とこの人とこの人はどれぐらい違って、例えばそういういい事例を水平展開するとか、そういう取組はないのですかね。

それともう一つは、PRという話になったんですけども、これは滋賀県だけじゃなくて全国で一次産業は、PRは非常に下手なんで、我々は小売からやっていくと一番PRでおもしろいのが、大手食品メーカーさんとやるとかそういうのをやると、結構おもしろいんですよね。ものすごく知恵があるし、そういうことをずっと取り組んでいるので、ここら辺はこの一次産業の中でPRをするというよりは、どこかのメーカーさんの力を借りるという手もあるんですよね。

例えば、今でしたら結構キューピーさんであるとかテレビに露出しているので、そこら辺を使ってやるとかやると、結構早い段階で浸透する可能性があると思います。

もう一つは、僕も何十年来、バイイングというのを今やってないんでちょっと忘れたんですけども、やっぱり生産量、このまま栽培をしたときに生産量がどうなのかと、生活できるのかというのが非常に大事になってくるのだらうというふうに思います。方向性は非常にきれいで美しいのですけれども、結果として導く具現的な戦略、戦術みたいなものが余り感じられないというのが感想なんですけれども、その点はどうなのでしょう。

【井手会長】 最後のほうはご質問ですか。

【川上委員代理】 例えば、生産ですよ。例えば、ずっと見ると面積ばかりが出てきて、私は米はあまり得意というか全く分からないので、園芸を見ると、栽培面積がめちゃくちゃ落ちているんですよね。そういったときに、何で落ちているのかというのが、そこをとらまえていかないと、米が良かったらええんやという話とはまた違うと思うんで、米もそうだし畑作もそうだし、全体としてやっぱり考えないと環境という話にはなっていないので、ここら辺がどういう具現的な取組をされているのかというのがよく見えないなと思って。

【井手会長】 そうですね。どれぐらいの収量があるかというデータも含めて、一気に消費者に公開したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますね。収量が悪いというのは、逆にそれだけ苦勞してやられているというPRにもなりますし、今の時代ですから生産者にとってもそういったデータというのは利用価値があるんじゃないかなと思います。このあたりはご質問ということでは

たけれども、一応これからの検討事項のひとつというふうに受け止めさせていただきます。

それからもう一点、餅は餅屋ですので、やはりそういったPRが上手なところの知恵を借りるといのは大事だと思いますので、このあたりも検討していただければと思います。

そうしましたら、いかがでしょうか。そろそろ時間もなくなってきましたので、まだご発言いただいていない委員の皆様にも私のほうから指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

そうしましたら池戸委員、いかがでしょうか。

【池戸委員】 ありがとうございます。池戸です。

1点、ちょっと気になったところがあるのですが、流通・販売のところで販売店舗において環境こだわり農産物コーナー設置を促進するというところで、その加工品、基準を見直して加工品の利用販売を促進しますと書いてあるんです。さっきおっしゃられたと思うのですが、この環境こだわり農産物を加工品にするということが難しいということをおっしゃっていて、店舗でこのコーナーを設置する場合にどれぐらいの割合で加工品にしていくのか、どういう販売をしていくのかというのがちょっと気になったのですが、その点、いかがでしょうか。

【井手会長】 まず、新しい委員の皆様には、環境こだわりの加工品の難しいところをご理解いただいていないと思いますので、まずそのあたりからご説明いただけますか。

【事務局】 はい、承知しました。

こちらの棚は、ここ数日で買えるものを買ってこちらへ持ってきたものです。加工品が何で厳しいかという会長さんのお話でした。環境こだわり農産物の認証は平成13年度から始めまして、加工品は平成17年度からスタートしています。有機農産物の加工品の基準を取り入れて、その基準にのっとってやっていますので、環境こだわり農産物が単体で95%以上じゃなきゃ加工品として認めないという基準を今、定めています。ちょっと分かりにくくて申し訳ないのですけれど。

ですので、例えば今、コンビニで近江米のおにぎりを滋賀県、京都で大々的に販売していただいていますけれども、あのおにぎりの米が環境こだわり米であっても、環境こだわり農産物の加工品には認定できません。なぜかといいますと、おかかとか昆布とかが5%以上の重量で入っておりますので、

認定できないのです。

では、何を認定しているのかといいますと、その農産物をつぶしたようなジャムとか味噌とかお酒とかお餅とか、そういうものしか認定できないということです。ぜひとも委員の皆様にも、ご理解いただければ次回ぐらいにまたご相談申し上げて、例えば今のおにぎりですと、こだわり米100%であったらこだわり加工品でいいじゃないのか、別に海苔とかカツオとかがこだわりじゃなくてもいいんじゃないかというようなことを、できれば次回以降、ご議論いただきたいと考えております。現場からも今お話があったように、そういった声が強く出ておりますので、そのもの単体はこだわりだったらこだわり加工品として認めていったらいいんじゃないかなというようなことをご審議いただければということでございます。これまで承認しているのは、お酒とかも含めて61品目でございます。

先ほど申しましたように、もともと園芸品目のこだわり農産物自体の栽培が少なくございますので、加工品もまだこの直売所に行っても、いつでも目に付くということはなかなかございません。ぜひともこだわり農産物も増やし、それから加工品も増やして直売所さんとかスーパーさんで一角がこだわりコーナーというようなものが設けられるように目指していきたいと考えています。

現在、こだわりコーナーをお持ちいただいている直売所さんは、守山市と東近江の八日市の2カ所のみということで、ぜひとも消費者の方々がこだわりを選んで買い求めていただけるようなまとまった場所、そのためにはまず量を増やしていかなければいけないんですけども、そういうような取組も頑張っていければなという思いを持っているということでございます。

【井手会長】 一言捕捉しますと、私が会長になる前の審議会でも1回、事務局のほうから加工品に関する基準を少し緩める提案があったそうです。しかし、議論が沸騰しまして、「いいんじゃないか」というご意見もあれば、「それを引き下げることによって環境こだわりとしての信頼度が落ちるんじゃないか」というご意見もありまして、提案として流れたと理解しています。要するに、そのために95%のままでずっと今まで来ているということでもありますので、その意味も含めて事務局としては今回ぜひ、加工食品の利用について、もっと促進できるような形を検討したいということだというふうに理解しております。

ということですので、そういうハードルもありますが、ぜひ加工品を含めたコーナーの実現をということのようです。

池戸委員、よろしいですか。

【池戸委員】 はい。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。筒居委員、何かご意見をお願いできますでしょうか。お願いします。

【筒居委員】 まだ委員に入って浅いので、検討違いな意見を言ったらどうしようかなと思ひながら。

もしあったら申し訳ないのですけれど、こだわり農業に関しての各地域の取組、成功とか失敗談を含めて随時発信していくシステムがあったらありがたいなというのと、環境こだわりに取り組んだ結果、どういう変化があったというのを生産者のほうにいろいろ発信していただけたら、こっちも意識の向上につながるのではないかなと思ひました。

また、新規就農者研修等で環境こだわりについても講義みたいなものを、興味を持ってもらえるような機会の一つとして設けられたらありがたいなというのがあります。

以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。具体的にご提案を二ついただきました。ぜひ両方、事務局の方で検討いただければと思ひます。

そうですね。顔が見えるといいですか、実際、失敗事例も含めてそれを発信することがほかの生産者にも役に立ちますし、消費者にとっても非常に身近に感じますよね。ぜひそういったことも含めて考えていただければと思ひます。

そうしましたら中井委員、ご発言をお願いできますでしょうか。

【中井委員】 市場からです。市場のほうからまずお願いしたいのは、前回もお願いしていましたが、結局先ほど川上さんのほうからもありました生産量、量があつて安定供給、これをやっていかないと売場が構築できない。特に野菜、果物、こういったものもそうなんですよね。

それと、じゃ、環境こだわりと慣行と滋賀県で作った場合の数字であらわす経営指標を明確に農家さんにお伝えして、環境こだわりはこうですよ、慣行はこうですよというところを先ほども数字であらわしたほうがいいですよというお話がありましたけれども、そういったところも目に見えるように数字にあらわされたらどうなのかなという思ひがありました。

それとコーナー化。我々、市場としましてもできるだけ消費者に認知いただけるようにコーナー化をお願いするわけですが、やはり買受金額と

いうのは、プロの川上さんがおいでの中で市場が云々というのはどうなのかなどは思いますけれど、お客さんが「環境こだわりの野菜があるな」とそこへちゃんと立ち止まってくれるのか、あと先ほどもリーフレットとかパンフレットの話がありましたけれど、目で見て認める、視認率が向上しているのかどうか、こういったものが確実にカウントとなって初めて量販の売上になるわけですから、この辺のあわらし方をもう少し工夫されてもいいんじゃないかなというふうにも考えます。

市場としては、まず生産量を増やしていただきたい。これについては、我々市場側からも情報を発信して一緒になってやっていかせてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。ぜひ今のような形でお願いできればと思います。量の問題、数値としてきちっと出すということですね。経営指標なども出してはどうかというふうなご意見で、これも先ほど失敗例、成功例と同じようなことだろうとは思いますが、ぜひそういったところも積極的に発信していただければというふうに思います。

もう一つは、やはり中井委員がおっしゃっていただいたように、協力していきましょうと言っただけの流通の方もおられるわけです。一つは、施策の方向の中で私のほうが要るんじゃないかということで、三つの視点にプラスアルファでもう一つ、視点を越えたところというものを入れさせていただきました。例えば、生産に携わっている農家の方と消費者、流通の方と生産農家の方あるいは消費者、そういった人と人が出会える、環境こだわりの推進に関するいろんな場を共有できるようなことも考えていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

一通り、ご意見はいただいたと思います。いかがでしょうか。まだ少しお時間の方はございます。

では、まず藤江委員、その次に永井委員をお願いします。

【藤栄委員】 お時間をおとりして申し訳ありません。先ほど筒居委員がおっしゃったこだわり農業に取り組むことによる効果についてどうなのかということについて、実は私はちょっと研究で調べたことがありまして、参考までにその効果をお伝えてしておこうと思います。

これは、こだわり農業に取り組むことによってどういった営農面での効果があったのかということについて調べたのですけれども、一つは取り組むことによって経営規模を拡大しようとする意欲が高まっているということが一

つ。あと販売経路が増えるということ、直接販売をしようとする意向が高まると、こういった結果が、つまり取り組むことによる営農面での効果というのが研究結果としては出ているということ参考までにお伝えしておきます。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。藤栄委員は、県内の環境こだわりについてご研究をされていますので、ぜひ事務局は、そういった研究結果についても、より一般の方々に分かるような形で情報提供していただければと思います。そうしましたら、永井委員。

【永井委員】 こだわり滋賀ネットワークでは、平成19年からこだわり滋賀ネットワークとしてコーディネーター養成講座というのをやっていたのですね。年に5回シリーズで、4回出席したら卒業というのがありました。今年は会員さんのスキルアップをしようということで、初めての方対象ではなくて、どなたでもと、特に会員のスキルアップのための講座をやっています。実際にこだわり農業をやっている人のところを訪問したり、どんな苦労があるのかとか、それこそ失敗談もあると思うんですが、そういう講座を開いています。あと私たちは、県内四つの支部に分かれて活動するようになりました。それが7年目になります。そういうところでもできるだけこだわり農業のこと、こだわりの農家さんのことを知り、皆さんに伝えていくという活動を細々ですが展開しているので、一緒にやっていたらいいなと思います。

【井手会長】 ありがとうございます。結構、環境こだわりのサポーターは潜在的には多いのではないかと考えております。ぜひそういった方々と連携できるような形を模索していただければというふうに考えております。

いかがでしょうか。あと1件か2件はいける気もしますが、よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら、本日としましては一通りご意見をいただきましたようですので、議論としてはこのあたりで終了させていただきます。事務局におかれましては本日、いただきましたいろんなご意見をもとに、この骨子案から原案の形に整理していただければというふうに思います。また、原案の形になりますと、もう少し具体も見えてくると思いますので、そこにつきましてまた再び皆さんからいろんなご意見をいただければというふうに考えております。

最後に私の方から、何回か申し上げていますが、環境こだわりのブランド化、結構だと思います。結構なんです、ぜひブランド化と同時にプライド

化も押し進めていっていただきたい。要するに、環境こだわりをやるということが生産者にとって誇りとなり、扱うということが流通、販売の方にとっての誇りであり、またそれを買うということが誇りとなるような、そういった意味でのブランドにぜひ育てていっていただければというふうに思っております。ぜひそういった形の方向性を目指せるような基本計画にいただければというふうに思います。

そうしましたら、本日はご議論ありがとうございました。以上で司会を事務局のほうにお戻しします。

(了)